

# 高圧ガス保安法令の改正のお知らせ

静岡県危機管理部消防保安課

1. 危害予防規程に大規模地震・津波対策の追加が必要
2. 南海トラフ地震防災対策推進計画の変更に伴う地震防災規程、対策計画の変更が必要

2020/2/17

## 届出に関する留意事項

危害予防規程等の届出については以下の事項に従って下さい。

- (1)すべての第一種製造者は、令和2年8月31日迄に「危害予防規程」を所轄行政庁（浜松市・静岡市は浜松市消防局・静岡市消防局、その他市町は県消防保安課）に届出下さい。
- (2)浜松市及び静岡市消防局は、事前予約後直接担当者へ提出。県消防保安課は、郵送でもOKとします。届出の際は、次ページ以降記載の要求事項を漏れなく記載下さい。
- (3)届出の際は、「危害予防規程届書」様式を作成の上、添付下さい。その際、改訂事項がわかるように改訂部分をアンダーライン若しくは赤字等にして下さい。

作成及び届出で不明な点等あれば、所轄行政庁に事前相談下さい。

2020/2/17

## 危害予防規程への追加項目（1）

### （1） 大規模地震に対する防災・減災対策

「大規模な地震に係る防災及び減災対策に関すること」を追加する。

【対象】すべての第一種製造者

### （2） 津波浸水想定区域における津波対策

「各省令に規定された津波対策」を追加する。

【対象】第一種製造者のうち「津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項」の規定により「津波浸水想定」が設定された区域内にある事業所

<静岡県危機管理部 津波浸水想定>

<http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/4higaisoutei/tiikidukurihou.html>

<静岡県地理情報システム>

<http://www.gis.pref.shizuoka.jp>

2020/2/17

策定すべき事項は、次ページ以降に記載

## 危害予防規程への追加項目（2）

### （1）大規模地震に対する防災・減災対策

「大規模な地震に係る防災及び減災対策に関すること」を追加する。

**【対象】すべての第一種製造者**

⇒地震防災応急計画に、次ページの「定めるべき事項」が記載されているか  
確認し、不足がある場合は記載してください。

### （2）津波浸水想定区域における津波対策

「各省令に規定された津波対策」を追加する。

**【対象】第一種製造者のうち「津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項」の  
規定により「津波浸水想定」が設定された区域内にある事業所**

浸水深	記載すべき項目
30 c m以上	南海トラフ地震防災対策計画において定められた事項 + 次ページの「省令に規定された津波対策」
1 c m以上 <small>2020/2/17</small> 30 c m未滿	次ページの「省令に規定された津波対策」

## 危害予防規程への追加項目（3）

### （1） 大規模地震に対する防災・減災対策

「大規模な地震に係る防災及び減災対策に関すること」を追加する。

<定めるべき事項>

- ・地震に対する基本方針、緊急時の連絡体制
- ・緊急措置訓練・避難訓練等
- ・事業所内避難所での食料・必需品の確保確認
- ・その他必要な教育訓練等

### （2） 津波浸水想定区域における津波対策

「各省令に規定された津波対策」を追加する。

<定めるべき事項>

- ・津波に対する警報発表時の伝達及び避難等
- ・津波に関する警報発表時の作業停止基準等
- ・津波防災に係る教育、訓練及び広報
- ・津波による設備破損想定等の情報提供
- ・充填容器等の流出防止措置及び回収方針
- ・津波に関する警報発表時の保安設備の作業手順等
- ・津波による被害を受けた製造施設の保安確保の方法

## 危害予防規程への追加項目（4）

危害予防規程への追加事項に係る作成指針の原案は、「平成30年度石油・ガス供給等に係る保安対策等調査事業報告書」にて公開している。

本報告書の別添 1～4 ほかをご確認ください。

[http://www.meti.go.jp/meti\\_lib/report/H30FY/000285.pdf](http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/H30FY/000285.pdf)

別添 1：大規模な地震に係る防災及び減災対策に関する対応策の例示案

別添 2：危害予防規程に追加する事項の対応表

別添 3：大規模な地震に係る防災及び減災対策に関することとして危害予防規程に規定すべき項目と具体的対応策の例示（案）

別添 4：津波対策として危害予防規程に規定すべき項目と具体的対応策の例示（案）

上記を踏まえて、KHKでは危害予防規程に関する指針の改定（5月公表）を予定している。

2020/2/17

## 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の 変更に伴う地震防災規程・対策計画の変更（1）

計画等に定めるべき事項は、

- （1）南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項
- （2）時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項（新設）
- （3）南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
- （4）地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

策定すべき事項は、次ページに記載

# 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の 変更に伴う地震防災規程・対策計画の変更（2）

## （2）時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項

- ①南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項
  - イ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等
    - ・各計画主体の情報伝達の経路、体制及び方法
  
- ②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項
  - イ 災害応急対策をとるべき期間等
    - ・後発地震に対して警戒する措置及び注意する措置をとるべき期間
  - ロ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達等
    - ・各計画主体の機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法
  - ハ 工事中建築物等における安全確保上講ずべき措置
    - ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の緊急点検、巡視の実施必要箇所及び実施体制
    - ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置についての方針
  - ニ 必要な緊急点検、巡視の実施、充填作業、移し替え作業等の停止その他施設の損壊防止のため特に必要がある応急保安措置の実施に関する事項
  - ホ 施設内部における自衛消防等の体制として準備すべき措置の内容、救急要員、救急資機材の確保等救急体制として準備すべき措置の内容



# 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の 変更に伴う地震防災規程・対策計画の変更 (3)

## (2) 時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項

- ③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項
  - イ 災害応急対策をとるべき期間等
    - ・後発地震に対して注意する措置をとるべき期間
  - ロ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達等
    - ・各計画主体の機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法
    - ・災害に関する会議に準じた組織の設置
  - ハ 関係機関のとりべき措置
    - ・施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとし、その内容

2020/2/17

## 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の 変更に伴う地震防災規程・対策計画の変更 (4)

「南海トラフ地震防災対策計画及び南海トラフ地震防災規程作成の手引」が消防庁HPにて公開されている。

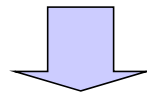
<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/2019/>

消防災第64号 令和元年7月31日

- ・南海トラフ地震防災対策推進計画作成例等の送付について（通知）

## 留意点 地震防災応急計画、地震防災強化計画の取扱い

大規模地震対策特別措置法に基づく「東海地震に関連する調査情報」、「東海地震注意情報」、「予知情報」及び「警戒宣言」は出なくなりました。



しかし、大規模地震対策特別措置法に変更はなく、地震防災応急計画等の策定義務は継続しています。

# 参考：南海トラフ地震-その時の備え-

## 地震の発生に備えよう

□ 家具の固定

□ 非常用持ち出し袋の準備

□ 水や食料の備蓄

□ 避難場所や避難経路の確認

□ 感震ブレーカーの設置

□ 建物の耐震化

自らの命、大切な人の命を守るために、今から準備しておきましょう

## 南海トラフ地震 -その時の備え-

知ることであなたと大切な人の命を守る

南海トラフ地震は、駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として、過去に大きな被害をもたらしてきた大規模地震です。

次の南海トラフ地震はいつ起きてもおかしくありません。

南海トラフ巨大地震の  
想定震源域

**最大震度 7**

**想定される津波高  
最大 30m超**

### 南海トラフ地震 臨時情報

**調査中** 観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合

**巨大地震警戒** 観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合

**巨大地震注意** 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと判断した場合

**調査終了** 南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生したと判断した場合

### 南海トラフ地震 関連解説情報

観測された異常な現象の調査結果を踏まえた後の状況の推移等を踏まえる場合

「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を掲載する場合（ただし臨時情報を併載する場合を除く）

**内閣府**  
Cabinet Office

内閣府政策調整官（防災担当）付  
参事官（調査・企画担当）

〒100-8914 東京都千代田区千代田1-6-1 中野会館4階4号室  
電話：03-5253-2113（代表線） FAX：03-5261-4200  
防災ホームページ <http://www.ktrssai.go.jp/j/white.html>

**気象庁**  
Japan Meteorological Agency

気象庁地震火山部地震予知情報課

〒100-8122 東京都千代田区千代田1丁目3番4号  
電話：03-5232-8341（代表） FAX：03-5689-2917（専任直通）  
気象庁ホームページ <https://www.data.jma.go.jp/fcd/eqvt/sqvt/data/ntq/index.html>

発行日 令和元年6月

2020/2/17

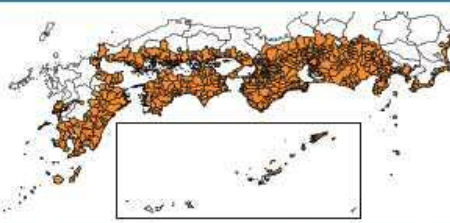
# 参考：南海トラフ地震-その時の備え-

南海トラフ地震の発生に伴い、関東から四国・九州にかけて極めて広い範囲で著しい災害が生じるおそれがあります。特に沿岸部では津波による甚大な被害が生じる可能性があります。大きな被害が見込まれる地域では、南海トラフ地震に備える必要があります。

**南海トラフ地震で大きな被害が見込まれる地域**  
[防災対策推進地域]

**指定基準の概要**

- 震度6弱以上の地域
- 津波高さ3m以上で海岸線沿いが広い地域
- 防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮




**南海トラフ地震が発生したら・・・**

**地震発生** 揺れを感じたらまず身を守る行動を

**突然の揺れ**

- 家庭で** 頭を保護して机の下など頑丈な場所に隠れる
- 屋外で** ブロック壁や電柱、自動販売機などに備える危険のある場所から離れる
- 沿岸部で** 津波の発生・襲来に備えて、安全な場所へ避難する

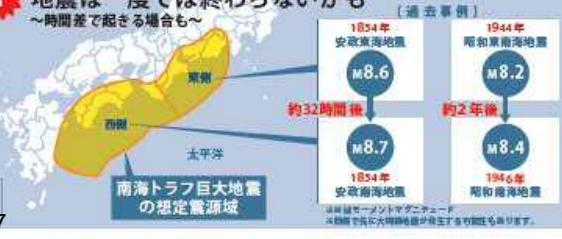


**地震は一度では終わらないかも**  
～時間差で起きる場合も～

**過去事例**

1854年 安政南海地震 M8.6	1944年 昭和南海地震 M8.2
約32時間後 M8.7	約2年後 M8.4
1854年 安政南海地震	1946年 昭和南海地震

南海トラフ巨大地震の想定震源域



**時間差で発生する巨大地震に備えましょう**  
～南海トラフ地震臨時情報～

- 南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと判断された場合に気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表されます。
- 政府や地方公共団体などからの呼びかけ等に応じた防災対応をとりましょう。

**地震発生後の防災対応の流れ**

発生後

南海トラフの想定震源域またはその周辺で M6.8以上の地震が発生

発生から5分～30分後

南海トラフ地震臨時情報(調査中)

通常とは異なる ゆっくりすべりが発生した可能性

防災対応をとる必要あり

- プレート境界の M8.0以上の地震 (※1)
- M7.0以上の地震 (※2)
- ゆっくりすべり (※3)

必要なし  
それ以外

2時間程度～1週間※

- 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)
- 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)
- 南海トラフ地震臨時情報(調査終了)

1週間～2週間

- 日常からの地震への備えを再確認する等
- 津波からの避難が間に合わない一帯の地域では引き続き1週間避難を継続
- 国からの呼びかけ等に従って行動を
- 警戒態勢を解除し、さらに1週間、地震への注意態勢をとる
- 日常からの地震への備えを再確認する等

2週間+

- 日常からの地震への備えを再確認する等
- 日常からの地震への備えを再確認する等
- 地震の発生に注意しながら通常の生活を送る。ただし、大規模地震が起きる可能性がなくなったわけではないことに留意

※1 想定震源域のプレート境界で M6.8以上の地震が発生  
※2 想定震源域、またはその周辺で M7.0以上の地震が発生 (ただし、プレート境界の M8.0以上の地震を除く)  
※3 発生が繰り返されることになり、プレート境界のゆっくりとしたずれによる地盤沈下を繰り返した場合は

2020/2/17